

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

① 弔意事業を充実強化すること

- 原爆死没者追悼平和祈念館の運営の充実、関係資料の収集等弔意事業の充実強化

② 保健医療福祉事業を充実すること

- 訪問介護利用被爆者助成等に係る所得制限の撤廃、介護保険利用助成に係る助成対象サービスの拡大及び利用助成費や事務費の全額国庫負担化
- 原子爆弾小頭症患者の生活実態の十分な理解と実態に応じた支援
- 「原爆病院、原爆養護ホーム、被爆者保養施設」等の運営費の充実及び施設整備に対する助成措置
- これまでの判決等を踏まえ、より被爆者救済の立場に立った原爆症認定制度の運用と見直し及び原爆症認定の引き続き速やかな審査の実施

③ 被爆実態に関する調査研究及び啓発活動を促進すること

- 被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響に係る調査研究の更なる促進
- 老朽化が進んでいる放射線影響研究所について、移転を着実に進めること

④ 被爆二世の健康診断内容等のより一層の充実を図ること

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等
(1)原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

国への提案事項

⑤ 在外被爆者の援護を推進すること

- 医療費の支給、保健医療助成について居住国・地域の実情を踏まえて引き続き検討を行い、必要な改善を行うこと
- 引き続き円滑な各種申請手続と周知を図り、高齢化が進む被爆者の実情を踏まえ、医療費及び保健医療助成制度に係る支給申請等について、在外公館等において支援を行うこと
- 在外被爆者健康相談等事業及び現地健康診断事業の実施に当たり、在外公館等において現地協会等の支援を行うなど、より積極的な役割を果たすこと

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

① 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)に係る必要額を措置すること

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担解消に向け、財政上、適切かつ十分な措置を将来にわたって講じること

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- ① 毒ガス障害者に対する援護措置を法制化するとともに財政措置を行うこと
- ② 医療給付における疾病制限を緩和すること…対象疾病(慢性呼吸器疾患等7疾患群)
- ③ 介護保険利用料の自己負担部分について助成を行うこと
- ④ 毒ガス障害者に対する県単独事業(通院交通費、死亡弔慰金等の支給)を国庫事業化すること

【提案先省庁:外務省、厚生労働省】

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

1 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化

- 被爆者及び遺家族は、原子爆弾の特異性により、今もなお長年にわたり社会的・医学的・精神的後遺症に苦しみ続けている。
- 被爆者は高齢化が一段と進み、ひとり暮らしや寝たきり等日常生活に支援を要する者が年々増加している。
- 在外被爆者援護は、平成28年1月から法に基づく医療費等の支給が開始された。

【被爆者数及び平均年齢(令和5年3月末現在)】

区分	被爆者数	平均年齢
広島県 (広島市を除く)	14, 086人	86. 3歳
広島市	39, 374人	84. 6歳
県全体	53, 460人	85. 0歳

課題

- 弔意事業をはじめ、介護保険サービスの利用助成対象の拡大など、衆議院厚生委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、より一層の援護施策の充実が必要である。
- 原爆被爆による人的被害等の実態を把握するための十分な被災調査がなく、被爆者とその子・孫に対する原爆放射線の身体的影響及び遺伝的影響を示す科学的知見は得られていない。
- また、被爆二世は、がんに対する健康不安を抱く年齢になっている。
- 在外被爆者は、日本と医療制度の異なる国や地域に居住しており、かつ高齢化が進んでいることから、引き続き実情を踏まえた改善を図る必要がある。

6 原子爆弾被爆者に対する援護措置の充実強化等

(1) 原子爆弾被爆者・毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

現状

2 後期高齢者医療制度における被爆者老人医療費等に係る地方公共団体の負担改善

- 被爆者医療に係る地方公共団体の負担を軽減するために、老人保健事業推進費等補助金(原爆分)が創設されている。

3 毒ガス障害者に対する援護措置の充実強化

- 毒ガス障害者援護制度
(国の要綱により実施)

区分	対象
医療給付	毒ガスに起因する疾病のみ
介護救済措置	毒ガスに起因する在宅介護費用のみ

※ 毒ガス障害者の要望で実施している通院交通費や死亡弔慰金等は、県単独で補助。

課題

- 被爆者の高齢化が進む中で、多大な財政負担が生じている。
- 介護保険法による保険者等の財政負担も大きい。

- 本来、国の責任において実施されるべきものであることから、根拠法の制定や制度の拡充が必要である。
 - ・ 原爆被爆者対策と比較して対象疾病が制限されている。
 - ・ 現在、全ての対象者が高齢者となっており、毒ガス起因との判断は難しく、事実上利用できない状況にある。
 - ・ 毒ガス障害者にとって必要な支援が、国の制度の対象外となっている。